

1 計画の推進体制

(1) 各主体との連携

本計画の着実な推進を図るため、在住外国人を含む市民のニーズを把握し、施策・事業の実施に当たっては、ボランティアや国際交流活動団体・教育機関など様々な団体との連携・協働により様々な事業に取り組みます。

また、国・県など行政機関と課題を共有し、連携を図りながら、事業を推進します。

(2) 意見の反映

国際化・多文化共生の推進に関し、各主体との意見を交換する機会を適宜設け、本計画の実施に生かしていきます。

2 計画の進行管理

(1) 国際化推進委員会の設置

国際化の推進は、市民生活の幅広い分野に関わる課題であることから、庁内に国際化推進委員会を設置し、計画の進捗や課題の検討を行うための連絡調整体制を強化します。

(2) 進捗状況の公表

設定した目標値を含め、計画の達成度、進捗度を把握し、中間年次に実施する意識調査結果とあわせて市民に公表します。

